

令和7年度第2回さいたま市高齢者施設等物価高騰対応支援金
給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費や食材料費等の高騰により影響を受ける高齢者施設等に対し、事業継続に向けた支援金を予算の範囲内で給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入所系施設 次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 令和7年12月1日時点において、市へ社会福祉法に基づく届出をしている市内の軽費老人ホーム

イ 令和7年12月1日時点において、市が老人福祉法に基づき認可している市内の養護老人ホーム

ウ 令和7年12月1日時点において、市へ老人福祉法に基づく届出をし、事業を開始している市内の有料老人ホーム

エ 令和7年12月1日時点において、市が介護保険法に基づき指定等している市内の短期入所生活介護事業所（ただし、介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用する短期入所生活介護事業所を除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院又は認知症対応型共同生活介護事業所

オ 令和7年12月1日時点において、市が高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録し、開設している市内のサービス付き高齢者向け住宅

(2) 通所系施設 令和7年12月1日時点において、市が介護保険法に基づき指定している市内の通所介護事業所（共生型を除く。）、通所リハビリテーション事業所（介護保険法の規定によるみなし指定を除く）、認知症対応型通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所（共生型を除く。）をいう。なお、通所系施設には各介護予防サービスの事業所を含み、介護サービス及び介護予防サービス又は総合事業の両方の指定を受けている場合は、一つの施設として扱う。

(3) 訪問系施設 令和7年12月1日時点において、市が介護保険法に基づき指定している市内の訪問介護事業所（共生型を除く。）、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（健康保険法に規定する保険医療機関を除く。）、訪問

リハビリテーション事業所（健康保険法に規定する保険医療機関を除く。）、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所をいう。なお、訪問系施設には各介護予防サービスの事業所を含み、介護サービス及び介護予防サービス又は総合事業の両方の指定を受けている場合又は福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所の両方の指定を受けている場合は、一つの施設として扱う。

- (4) 高齢者施設等 入所系施設、通所系施設及び訪問系施設（令和7年12月1日時点において休止中のものを除く。）をいう。

（給付の対象）

第3条 支援金の給付の対象となる施設は、高齢者施設等のうち、次のいずれにも該当する施設（以下、「支援対象施設」という。）とする。

- (1) 第6条の規定により申請する日において、介護保険法等に基づく休止届又は廃止届を市に提出していない施設
- (2) 指定管理者による管理を行っていない施設

（支援金の算定方法）

第4条 支援金は、別表1のとおりとし、補助額は、当該単価に定員数又は事業所数を乗じて得た額とする。

- 2 一の高齢者施設等において算定できる回数は1回限りとする。

（支援金交付対象事業者）

第5条 支援金の給付の対象となる者は、支援対象施設を運営する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、この要綱に基づく支援金の給付の対象としない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成25年4月1日条例第86号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

（支援金の申請）

第6条 支援金の給付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別に定める日までに、令和7年度第2回さいたま市高齢者施設等物価高騰対応支援金給付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) (別紙 1 - 1 ~ 1 - 3) 申請額算出内訳
- (2) 電気 (高圧又は低圧)、ガス (都市ガス又はプロパンガス) の契約内容及び食事の提供の有無が分かる書類
※電気の契約種別及び食事の提供の有無が分かる書類については、通所系の事業者のみ提出すること。なお、電気の契約種別が分かる書類については、契約が高圧の場合のみ提出すること。

(給付の決定)

- 第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の給付の可否を決定し、令和 7 年度第 2 回さいたま市高齢者施設等物価高騰対応支援金給付決定通知書 (様式第 2 号) 又は令和 7 年度第 2 回さいたま市高齢者施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書 (様式第 3 号) により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による決定にあたり、適正な給付を行うため必要があるときは、支援金の申請に係る事項について修正を加えて支援金の給付決定をすることができる。

(給付の条件)

- 第 8 条 市長は、支援金の給付の目的を達成するため必要があるときは、前条第 1 項の規定による決定にあたり、必要な条件を付し、又は指示することができる。

(調査等)

- 第 9 条 市長は、必要があると認めたときは、随時調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(給付の取消し)

- 第 10 条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援金給付の決定の全部又は一部を取り消し、既に給付した支援金があるときは、期限を定めて、当該支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の給付の決定又は給付を受けたとき。
 - (2) 前条に基づく調査の協力又は報告の求めに応じないとき。
 - (3) 支援金の給付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月9日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付した支援金については、第9条及び第10条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表 1

1 入所系施設 ※1

契約内容	補助単価	単位
都市ガス等	46,700 円	定員 1 名当たり
都市ガス等（食材料費別補助あり）※2	28,700 円	定員 1 名当たり
プロパンガス	48,700 円	定員 1 名当たり
プロパンガス（食材料費別補助あり）※2	30,700 円	定員 1 名当たり

※1 「1 入所系施設」におけるプロパンガス契約の場合の1事業所当たりの補助額については、補助単価30,700円～48,700円に定員数を乗じた額から、埼玉県が別途実施する「LP ガス料金負担軽減補助事業費」において軽減されるプロパンガス利用者負担額3,200円を減じた額とする。

※2 以下のサービス種別については、食材料費補助の一部を別事業である「埼玉県高齢者施設等食材料費補助事業補助金」により補助するため、「都市ガス等（食材料費別補助あり）」又は「プロパンガス（食材料費別補助あり）」の補助単価を適用する。

【サービス種別】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

2 通所系施設

契約内容		補助単価	単位	
電気（高圧）	都市ガス等	食事の提供・有	406,500 円	1 事業所当たり
		食事の提供・無	66,000 円	1 事業所当たり
	プロパンガス	食事の提供・有	423,000 円	1 事業所当たり
		食事の提供・無	82,500 円	1 事業所当たり
電気（低圧）	都市ガス等	食事の提供・有	360,100 円	1 事業所当たり

		食事の提供・ 無	19,600 円	1 事業所当たり
	プロパンガス	食事の提供・ 有	376,600 円	1 事業所当たり
		食事の提供・ 無	36,100 円	1 事業所当たり

3 訪問系施設

契約内容	補助単価	単位
都市ガス	4,100 円	1 事業所当たり
プロパンガス等	3,600 円	1 事業所当たり